

下水道受益者負担金の税務上の取り扱い

について

都市整備課 内線288

事業または不動産貸付（建物貸付等）などの業務を営んでいる方は、業務に使用している部分について「繰延資産」として、その償却費を必要経費に算入することになります。

（注1）

「繰延資産」とは、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用で、支出の効果が支出した日から1年以上に及ぶものをいいます。

下水道受益者負担金は、1平方メートルあたり400円ですので、業務に使用している面積を乗じて繰延資産の金額を算出してください。

ただし、納期前納付報奨金（一括全納、1年全納）が交付されている場合は、報奨金を差し引いた額が繰延資産の金額になります。

▼繰延資産の算入例

○負担金が20万円未満の場合

負担金を支出した年の必要経費に全額算入します。

（注2）

○負担金が20万円以上の場合

負担金の償却年数である6年（72か月）に分けて計算します。（注3）

（注1）（注2）法人の場合、確定した決算における損金経理が必要です。

（注3）法人が事業年度の中で支出した場合は、支出の日から事業年度末までの期間の月数で按分計算（分母は72か月）します。

▼問い合わせ

小牧税務署

☎0568(72)2111

（音声案内に従い該当する番号を選択してください。）

丹羽消防署

119番

高齢者を火災から守ろう !!

平成28年1月から6月（半年分）の建物火災での死者は653人となり、そのうち住宅火災における死者は519人で、住宅火災における死者の約7割が65歳以上の高齢者となっています。

そして、発生した住宅火災の原因は、**こんろ、たばこ、放火**、を原因とするものが多くなっています。以下のごとくに注意しましょう。

1. こんろ

- 調理中にキッチンを離れるときは必ず火を消す。
- こんろは壁から離して置く。
- こんろのまわりはいつも整理整頓しておく。
- 袖口の広い衣服に注意する。

2. たばこ

- 寝たばこはしない。
- 灰皿には水を入れるとともに、たまった吸い殻はこまめに捨てる。
- 吸い殻は、火が消えていることを確認し、専用の容器に捨てる。
- 布団に火種が落ちたときは、布団全体を水に浸して消火する。（再び燃えだすこともあるため気を付ける。）



3. 放火

- 物置や車庫など、人が進入しやすい場所は、施錠の管理をきちんと行い、外部からの進入を防ぐ。
- 照明器具を設置し、暗がりを作らない。
- 家の周辺には燃えやすいものを置かない。

4. ストープ

- 周囲に燃えやすいものやスプレー缶等を置かない、洗濯物を干さない。
- ストーブをカーテンや家具に近づけない。

- 給油は、必ずストーブの火を消してから行う。
- 部屋を離れるときはストーブを消す。
- 点火時に灯油がこぼれていないかチェックする。



「一日女性消防士」募集 !!

丹羽広域事務組合消防本部では、「一日女性消防士」を募集します。

これは、女性の皆さんに防災意識をより高めていただき、防火の輪を広げてもらおうと、春の火災予防運動にあわせて実施するものです。

この機会に、あなたも「一日女性消防士」を体験してみませんか？

▼日 時：3月3日（金）

午前9時～午後3時30分

▼場 所：丹羽広域事務組合消防本部

大口町上小口1-624

▼対 象：大口町・扶桑町在勤在住の18歳以上の女性

▼内 容：火災予防などの「防火講習」、消防車からの「放水訓練」、人工呼吸などの「応急手当」等（昼食は消防本部で用意します。）

▼募集人員：10名

（先着順、定員になり次第締め切ります。）

▼申込期間：2月1日（水）～2月13日（月）

午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

▼申込み及び連絡先

丹羽広域事務組合消防本部消防課

☎(95) 5158